情報提供とアフターサービス

ご契約後のお手続きは住友生命が行います。

電話

住友生命のお問合せ窓口

0120-506081

受付時間　月～金曜日：午前9時～午後6時　土曜日：午前9時～午後5時　（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）

- お問合せ内容によって翌営業日に改めてお電話させていただく場合がございますのでご了承ください。
- 証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者ご本人さまがお電話ください。

郵送

「ご契約内容のお知らせ等」を送付します。

住友生命からご加入の契約内容の現況等についてお知らせします。

ホームページ

住友生命　検索

https://www.sumitomolife.co.jp

お客さまご自身で、ご契約後の各種お手続き（住所変更等）や
ご契約内容の照会ができる「スミセイダイレクトサービス」をご利用いただけます。

参照　詳細はP9をご覧ください。

ご利用時間　月～土曜日：午前8時～午後11時45分　日曜日：午前8時～午後8時　（祝日・12/31～1/3を除く）

- 満18歳未満の契約者は本サービスをお申し込みいただけません。
- 満20歳未満の契約者は親権者の同意が必要となります。

ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり－定款・約款」「ご提案内容説明書（設計書）」を必ずご確認ください。
詳細は、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

［募集代理店］

［引受保険会社］
住友生命保険相互会社
本　社　〒540-8512　大阪市中央区城見 1-4-35　電話 (06)6937-1435（大代表）
東京本社　〒104-8430　東京都中央区築地 7-18-24　電話 (03)5550-1100（大代表）
〈ホームページ〉https://www.sumitomolife.co.jp
住友生命　検索

㊟代業-19-0182(2020.4)　087A0L0D20㊤

住友生命

2020年4月版

まとまった資金を外貨で着実に増やすことをお考えのお客さまへ

たのしみグローバル

定率増加プラン

5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険（一時払い）

告知不要で0歳～85歳の方がお申し込みいただける指定通貨建一時払個人年金保険です。

この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。
解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。

人生100年時代を豊かに生き ていくために

平均寿命は今後も伸びていくと予想されます。

■平均寿命　【出典】厚生労働省「平成30年簡易生命表」

男 性　**81.25歳**

女 性　**87.32歳**

■平均寿命の推移と将来の予測

平均寿命はおよそ65年で**約30歳**延びています!

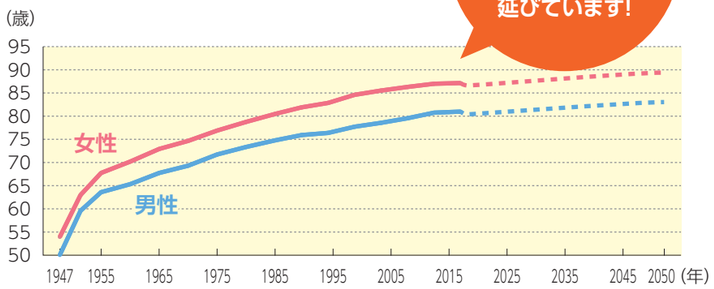

【出典】2015年までは厚生労働省「平成28年簡易生命表」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)の平均寿命(出生時の平均余命)の推移〔死亡高位〕」

平均寿命以上に長生きされる方もいらっしゃいます。

■平均寿命と平均余命(*)

(*)ある年齢の人が、その後何年生きられるかという平均年数のことをいいます。

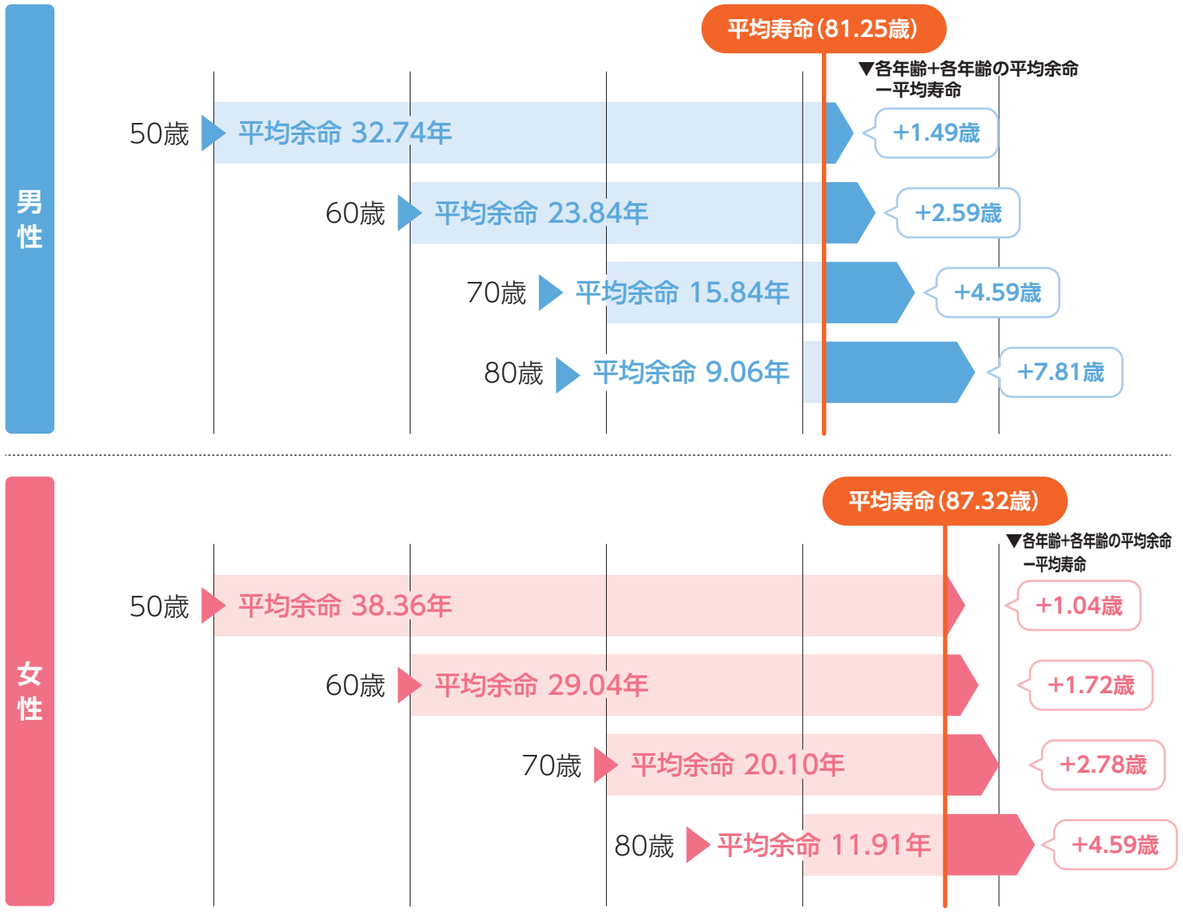

【出典】厚生労働省「平成30年簡易生命表」より試算

平均的な老後の費用はいくら?

※世帯主年齢60～69歳世帯平均値
【出典】総務省統計局 2018年「家計調査」、公益財団法人生命保険文化センター 平成28年度「生活保障に関する調査」

夫婦2人の平均生活費　**合計291,019円/月**

■1か月あたりの費用(主な内訳)

- 食費
- 住居費
- 水道・光熱費
- 家事用品等
- 靴・洋服等
- 医療費等
- 通信・交通費
- 交際費等

さらに　ゆとりあるセカンドライフを送るためには夫婦2人で約**34.9**万円/月が必要といわれています。

だからこそ大切な資金を「増やす」計画が大切です。

たのしみグローバル 定率増加プラン は指定通貨建で着実に

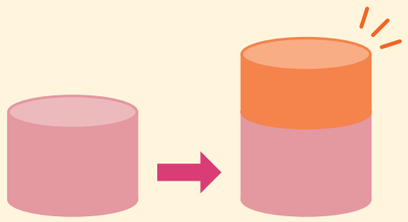

「増やす」サポートをします。

たのしみグローバル
定率増加プラン

しくみと特徴 指定通貨建（米ドルまたは豪　ドル）で着実に増やすことができます。

この保険は米ドル建または豪ドル建の外貨建商品です。ご契約時に選択いただく、ご契約に適用する通貨（米ドルまたは豪ドル）のことを「指定通貨」といい、「指定通貨建」とは、円建ではなく外貨建であることを意味します。

ご契約時に指定通貨建（米ドルまたは豪ドル）で年金原資が確定します。

ご契約時

- 指定通貨を米ドル・豪ドル、据置期間を5年または10年から選択いただきます。
- ご契約時に指定通貨建で年金原資が確定します。
- 告知や医師の診査は不要です。
- ご契約時にかかる費用はありません（ご契約時の積立金額は、一時払保険料と同額です）。

据置期間中

- 据置期間中の積立金額は、ご契約時に設定した積立利率および経過年月数に応じて複利で増加します。
- 死亡給付金は積立金相当額、解約返戻金相当額のいずれか大きい金額をお支払いします。

しくみ図（イメージ）

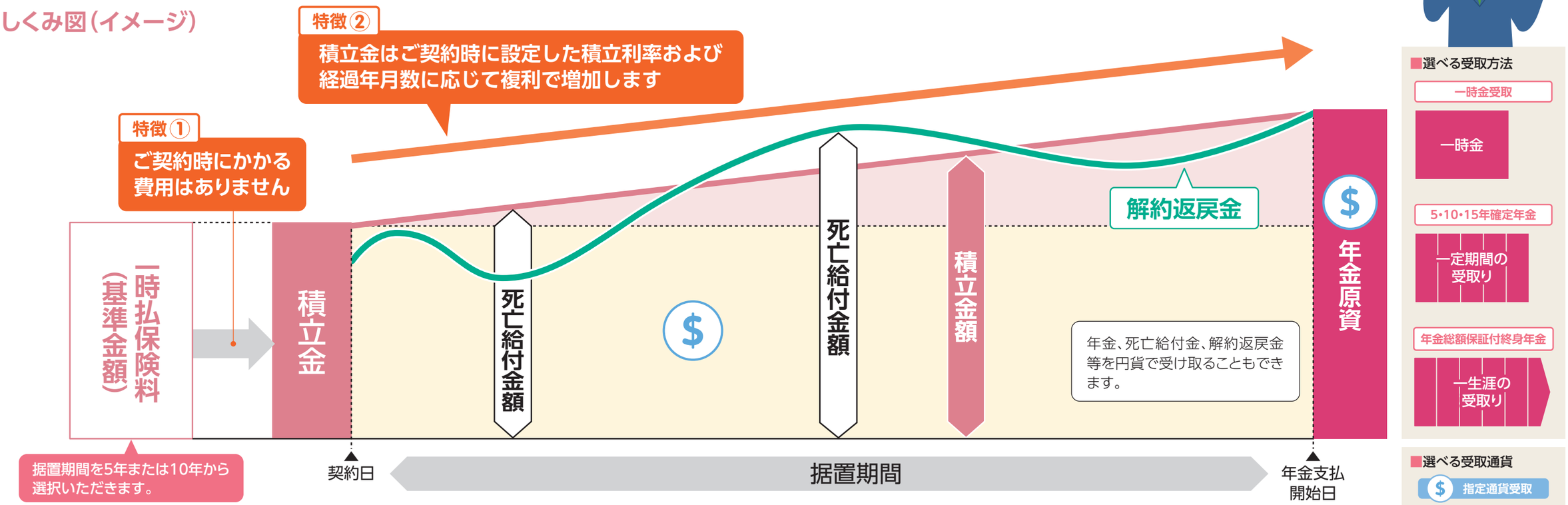

※ご提案時の積立利率、年金原資等の金額例は、「ご提案内容説明書（設計書）」をご確認ください。

参照 契約日については「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の契約概要『10 契約日について』をご確認ください。

積立金について

将来の年金などをお支払いするために積み立てておくお金のことをいいます。

解約返戻金について

ご契約を解約された場合などにご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
解約返戻金は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。また、解約返戻金には解約控除が適用されます。

積立利率・実質的な利回りについて

- 積立利率とは、積立金などの計算に際して適用する利率（死亡保障やご契約の締結・維持に必要な費用を差し引いて計算される利率）をいいます。実質的な利回りとは、一時払保険料に対する年金原資の年換算利回り（複利）をいいます。なお、実質的な利回りは、積立利率と同じになります。
- ご契約時に適用する積立利率は、金利情勢に応じて毎月1日と16日に設定します。そのため、お申込み月の15日または月末までに保険料のお払込みをいただけない場合、ご契約時の積立利率はお申込み時の積立利率と変わることがあります。この場合、年金原資等も変わります。
- ご契約時に設定した積立利率は、据置期間満了まで変動しません。

- 実質的な利回りは指定通貨建での利回りであり、円建での利回りではありません。
- 実質的な利回り例は、「ご提案内容説明書（設計書）」をご確認ください。
- 実質的な利回りは据置期間中に解約した場合に支払われる解約返戻金の利回りを保証するものではありません。

- 年金、死亡給付金、解約返戻金等は指定通貨建です。年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合には、請求時の為替レートで円換算するため、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。詳細はP5「リスクについてご確認ください」の「為替リスク」をご確認ください。
- 解約返戻金は市場価格調整および解約控除等により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。詳細はP5「リスクについてご確認ください」の「解約返戻金が一時払保険料を下回るリスク」をご確認ください。

リスクについてご確認ください

為替リスク

年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合等には、年金支払開始時や請求時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。

円貨での受取額は、為替レートがご契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。

円貨での受取額は、ご契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。

【為替リスクの例（払込金額1000万円／年金原資110,000米ドルの場合）】

請求時の住友生命所定の為替レート		年金原資の円換算額
円安	110円の場合	1210万円
ご契約時と同じ	100円の場合	1100万円
円高	90円の場合	990万円

円高により払込金額を下回る例

※住友生命所定の為替レートを1米ドル=100円とし、1000万円を100,000米ドルに換算しています。

解約返戻金が一時払保険料を下回るリスク

市場価格調整および解約控除等により、解約返戻金額は一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

市場価格調整とは

各指定通貨の市場金利の変動に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金額に反映させるしくみをいいます。一般的に市場金利が高くなると資産の価値が減少するため解約返戻金額は減少し、市場金利が低くなると資産の価値が増加するため解約返戻金額も増加します。**そのため、市場金利の変動により、解約返戻金額は解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。**

解約控除とは

解約または減額（一部解約）された場合や円建年金保険に変更する場合にご負担いただく費用です。その費用は解約返戻金を計算する際に契約日からの経過年数に応じた控除率を基準金額(*1)に乗じた金額となります。

(*1) 減額等の際に基準となる金額をいい、保険契約締結の際は一時払保険料相当額となります。減額された場合はその割合に応じて減少します。

参照 ■解約返戻金については「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の契約概要『9 解約返戻金について』をご確認ください。
■解約控除についてはP11「お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。」をご確認ください。

リスクに備える機能

▶「解約返戻金の円換算額が一定の金額に到達した場合に、円建で年金原資を確定させたい」とき 参照 P6

機能1 **目標額を設定することにより、円建で年金原資を確定することができます。**

※市場金利や為替レートの変動によっては、目標額に到達せず、円建年金保険に変更しない場合があります。

▶「年金請求時の為替レートの状況に応じて受取方法を選びたい」とき 参照 P7

機能2 **年金の受取りを指定通貨受取と円貨受取から選択できます。**

※年金原資、未払年金の現価を円換算した後は、指定通貨でのお支払いはできません。

▶「為替の好転を期待して年金の受取りを遅らせたい」とき 参照 P8

機能3 **最大3年間、年金支払開始日を繰り下げることができます。**

▶「今日の為替レートで解約返戻金の円換算額を確定させたい」とき 参照 P9

機能4 **インターネットや電話で解約のご請求ができます。(*2)**

(*2) お支払いする解約返戻金額は請求日時点の住友生命所定の為替レートで円換算し、円貨でお支払いします。

円建で年金原資を確定させることができます。

【目標到達時円建年金保険変更特約】

●ご契約時に目標額を設定いただけます。

●下記判定期間中、解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額が目標額に到達(*3)した場合、目標額到達日における解約返戻金の円換算額を原資として目標額到達日の翌日に円建年金保険に変更します。

(*3) 住友生命の営業日かつ住友生命が指定する金融機関の営業日に目標額到達の判定を行います。ただし、住友生命が指定する金融機関の休業日の場合や、その営業日においてTTS・TTB を公示していなかった場合には、その日における目標額到達の判定を行いません。

判定期間	契約日の1年後の契約応当日から年金支払開始日の1か月前の応当日の前日まで
目標額として設定できる金額	円建基準金額(*4)×105%・110%～200%（110%～200%は10%刻み） ※目標額を設定しないこともできます。この場合でも、契約時に本特約が付加され、契約締結後にも目標額の設定・変更、設定の撤回を行うことができます。

(*4) 払込通貨が円貨の場合:円貨払込額。払込通貨が円貨以外の場合:一時払保険料に住友生命が保険料を受け取った日（住友生命が指定する金融機関の休業日となる場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日）の住友生命所定の為替レートを乗じた金額。なお、基準金額を減額した場合、その割合に応じて円建基準金額も減額されます。

■目標額に到達し、円建年金保険に変更するしくみ図（イメージ）

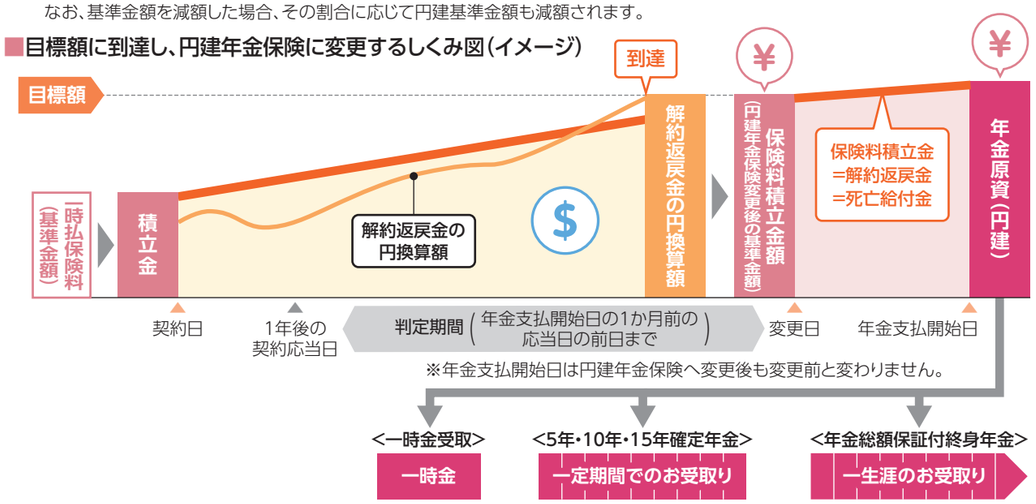

⚠ 目標到達時円建年金保険変更特約の中途付加や解約のお取扱いはできません。

【円建年金保険変更制度】

ご請求可能な期間	契約日の1年後の契約応当日から年金支払開始日の1か月前の応当日の前日まで

契約者からのご請求により、変更請求日(*5)における解約返戻金を住友生命所定の為替レートにより円換算した金額を原資として、変更請求日の翌日に円建年金保険に変更することができます。

(*5) 住友生命の定める書類が住友生命に到着した日（書類に不備がある場合は書類が完備した日）をいいます。また、変更請求日に住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日における住友生命所定の為替レートを適用します。

目標到達時円建年金保険変更特約・円建年金保険変更制度【共通】

●円建年金保険への変更後の保険料積立金額は、変更時に住友生命が設定する積立利率(*6)および経過年月数に応じて複利で増加します。年金支払開始日の前日における保険料積立金額が年金原資となります。

●円建年金保険へ変更した場合も年金支払開始日は変わりません。

●原資となる解約返戻金の計算には市場価格調整および解約控除を適用します(*7)。なお、円建年金保険へ変更した後は、市場価格調整および解約控除は適用されません。

●円建年金保険へ変更後、再度指定通貨建年金保険へ変更することはできません。また、年金支払開始日を繰り下げることはできません。

参照 目標到達時円建年金保険変更特約・円建年金保険変更制度についての詳細は「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の契約概要7『特約等のお取扱いについて』をご確認ください。

(*6) 適用される積立利率は、ご契約時に設定される積立利率とは異なります。

(*7) 年金支払開始日の繰下げを行った場合、ご契約当初の年金支払開始日以後に円建年金保険へ変更する際は市場価格調整および解約控除は適用されません。

年金のお受取方法について

年金の受取通貨を選択いただけます。

■指定通貨での受取りのほか、年金受取人(*1)からのご請求により、円貨での受取りを選択できます(*2)。円貨での受取りを選択した場合、年金原資を年金支払開始日(*3)の住友生命所定の為替レートで円換算し、円貨で年金をお支払いします。

(*1) 年金支払開始日前は契約者からのご請求に限ります。
(*2) 年金支払開始日以前に、必要な請求書が住友生命に到着していることが条件です。
(*3) 住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日となります。

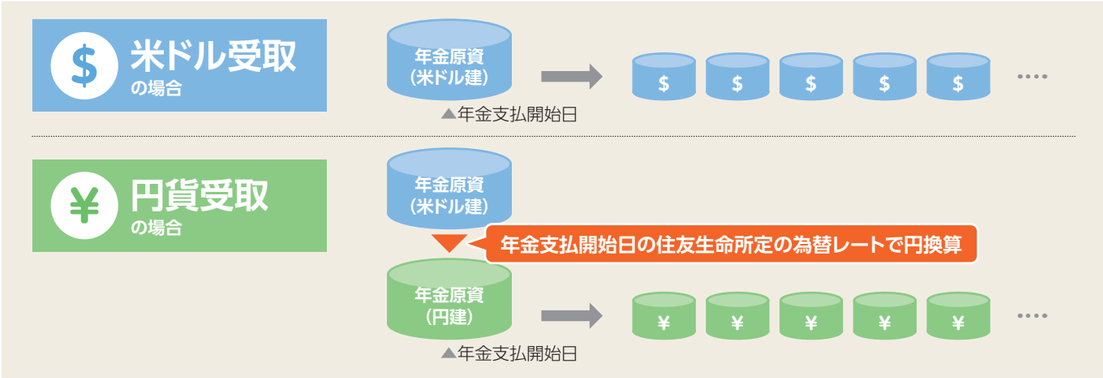

■指定通貨での年金支払開始後に、年金受取人から円貨での年金受取りのご請求をいただくことにより、未払年金の現価を請求日(*4)の住友生命所定の為替レートで円換算し、以後の年金を円貨でお受け取りいただくこともできます。

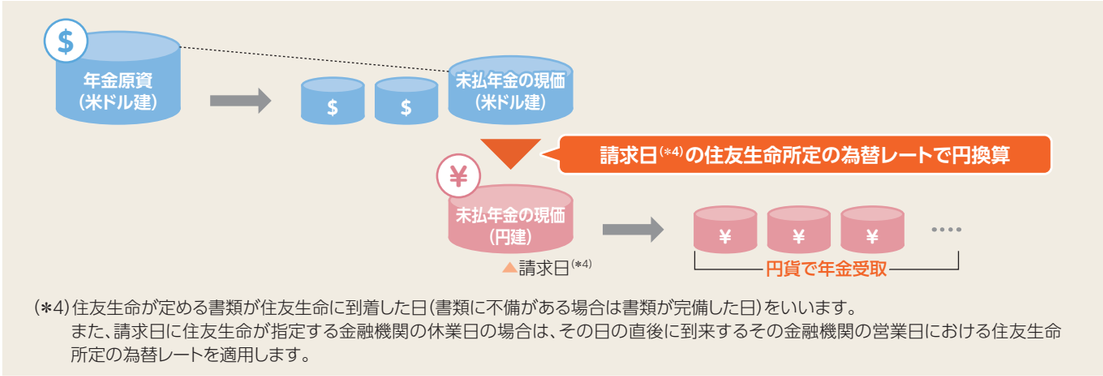

(*4) 住友生命が定める書類が住友生命に到着した日(書類に不備がある場合は書類が完備した日)をいいます。
また、請求日に住友生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日における住友生命所定の為替レートを適用します。

※上記は、指定通貨が米ドルの例を記載しています。指定通貨が豪ドルの場合は豪ドルとなります。

■年金での受取りのほか、年金支払開始日前にご請求いただくことにより、年金原資(*5)を一時金でお受け取りいただけます。一時金で受け取る場合も、指定通貨での受取りのほか円貨での受取りも選択できます。円貨で受け取る場合は、年金支払開始日(*3)における住友生命所定の為替レートを用いて円貨に換算します。

(*5) 年金総額保証付終身年金の場合は年金原資ではなく保証期間中の未払年金の現価となります。

- 年金原資、未払年金の現価を円換算した後は、指定通貨でのお支払いはできません。
- 年金支払開始日後に一時金受取りのご請求をいただいた場合、年金支払日が到来した年金および残存年金(年金総額保証付終身年金の場合、残存保証期間に応じた金額)部分の一時金のお支払いとなります。年金支払いの際には、年金額に応じた費用を控除するため、支払額の合計が年金原資や一時払保険料(基準金額)を下回る場合があります。

年金支払開始日を最大3年間繰り下げることができます。

繰下げをご請求いただける期間	年金支払開始日の3か月前から2週間前まで

- 上記期間中に契約者からのご請求により、年金支払開始日を繰り下げることができます。
- 繰下げ期間は1年・2年・3年からお選びいただけます。
- 繰下げ期間中の保険料積立金額は、ご契約当初の年金支払開始日の前日における積立金額を基準として、繰下げ時に住友生命が設定する積立利率(*)および経過年月数に応じて複利で増加します。年金支払開始日の前日における保険料積立金額が年金原資となります。
- 繰下げ期間中の解約返戻金額および死亡給付金額は保険料積立金額と同額です。
- 繰下げ期間中も目標到達時円建年金保険変更特約や円建年金保険変更制度で円建年金保険への変更ができます。
- 円建年金保険に変更後は年金支払開始日を繰下げできません。

(*)適用される積立利率は、ご契約時に設定される積立利率とは異なります。
※繰下げのご請求ができるのは1度限りです。また、年金支払開始年齢が90歳を超えるご請求はお取扱いできません。

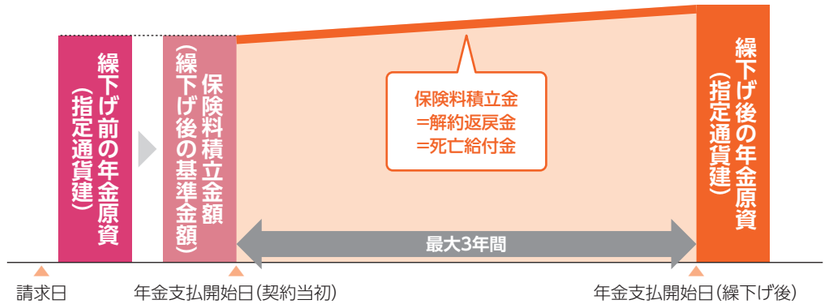

年金等を円貨で受け取る場合の為替レートの影響について

為替レートの変動により、年金原資等を住友生命所定の為替レートで円換算した金額が、一時払保険料をご契約時の住友生命所定の為替レートで円換算した金額を下回ることがあります。

■為替レート(TTM)の最高値(円安)・最安値(円高)
(2009年1月～2019年12月の日次数値から抜粋)

通貨	最高値(円安)	最安値(円高)
米ドル	125.49円	75.98円
豪ドル	105.10円	56.61円

【(ご参考)為替レートの推移】
米ドル・豪ドルの為替レート(TTM)の推移(2009年1月～2019年12月の各月末時点の数値)

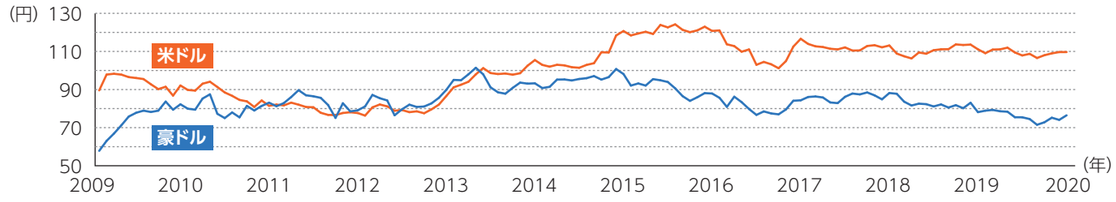

※Bloomberg社データより住友生命にて作成。記載の為替レート(TTM)は本商品で使用する為替レートとは異なる可能性があります。

このグラフは2009年1月から2019年12月までの各月末の数値を表示しています。月中の推移は反映しておりません。
また、将来も上記推移が続くことを保証するものではありません。

年金原資が為替レートの影響を受ける事例

年金原資	年金原資が100,000米ドルの場合		
住友生命所定の為替レート	円貨で年金原資を受け取る際の為替レートが1米ドル=90円の場合 ← 円高	円貨で年金原資を受け取る際の為替レートが1米ドル=100円の場合	円安 → 円貨で年金原資を受け取る際の為替レートが1米ドル=110円の場合
円換算額	900万円	1000万円	1100万円

ご契約後の安心サービス

ご利用にあたっては制度・サービスの利用申込みが必　要です。ご契約時にあわせてお申し込みください。

契約内容の確認や各種お手続きをサポートする制度・サービスをご用意しています。

パソコン・スマートフォンで簡単にお手続きができます!

ご自宅や外出先などから、インターネット等で簡単に各種お手続き・契約内容照会等を無料で利用いただけるサービスをご用意しています。

スミセイダイレクトサービス

契約内容の確認やお手続きをしたいとき

ご契約内容照会サービス

お客さまご自身で契約内容等をご確認いただけます。

［為替レート掲載予定時間］　※掲載時刻が下記時刻以降となる場合があります。

米ドル	午前10時00分頃	豪ドル	午前10時40分頃

各種お手続きサービス

住所変更等のお手続きや書類の請求が簡単にできます。

解約返戻金の増減を確認したいとき

メールお知らせサービス

ご契約から6か月経過以後、解約返戻金の円換算額(*1)が円建基準金額から10%増加、減少するつど、ご登録いただいたメールアドレスあてにお知らせします。（*1）住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。

タイミングを逃さず解約をしたいとき

ネット・電話による即日解約サービス

インターネットや電話で解約のお手続きが可能です。請求日時点の解約返戻金の円換算額(*2)をご指定の口座に送金(*3)します。

(*2)住友生命所定の為替レートにより円換算した金額。
(*3)請求日の3～4営業日後に特定取引用口座に送金します。

お申込み時に「スミセイダイレクトサービス特定取引用口座・特定取引用暗証番号登録・変更申込書」をご提出いただく必要があります。

ネット・電話解約ご利用可能時間	インターネット	(平日) 午前11時～午後11時45分
	電話	(平日) 午前11時～午後6時

［スミセイダイレクトサービスお申込み方法について］

①ご契約時にあわせてお申し込みください。ご契約時ではなく、後日、ご利用開始されたい場合はコールセンターへお問い合わせください。
②お客さまのもとへスミセイダイレクトサービスの申込書を送付いたしますので、必要事項をご記入のうえ提出ください。
③「スミセイダイレクトサービスパスワード登録のご案内」（見開きハガキ）を後日郵送にてお送りします。
④住友生命ホームページにアクセスのうえ、見開きハガキに記載の仮パスワードによりスミセイダイレクトサービスにログインしてください。

上記2次元バーコードからもログイン画面へアクセス可能です。

ご自身でお手続きができなくなった場合にも安心!

ご契約後にも安心して契約をご継続いただけるよう、以下の制度・サービスをご用意しています。

スミセイのご家族アシストプラス

ご家族からも契約内容をお問合わせできるようにしたい場合

ご家族登録サービス

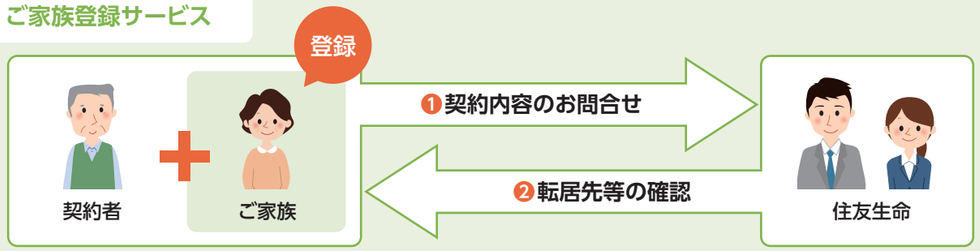

❶契約者がご自身で問い合わせできなくなった時等に備え、あらかじめ登録したご家族も契約内容等について問い合わせできるようになります（代理でのお手続きはできません）。
❷転居等により契約者と連絡がつかない場合でも、ご家族を通じて連絡先を確認させていただくことで、契約者に大切な通知物を確実にお届けできるようになります。

例えば、契約者本人が認知症となるなど、お手続きの意思表示ができない場合

契約者代理制度

あらかじめ指定された契約者代理人が契約者に代わり、ご契約に関する所定のお手続きができます。
（例:解約、減額、住所変更等）

例えば、被保険者が入院中で意識がない状態など、お手続きの意思表示ができない場合

被保険者代理制度

あらかじめ指定された被保険者代理人が被保険者に代わり年金などのご請求ができます。

※被保険者代理制度は被保険者=受取人の場合に限りご利用いただけます。

※契約者代理制度、被保険者代理制度のご利用にはご家族登録サービスの申込みが必要となります。

参照　「スミセイのご家族アシストプラス」について詳細は、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」の契約概要『7 特約等のお取扱いについて』をご確認ください。

〈スミセイのご家族アシストプラス以外にもお手続きをサポートする制度・サービスがあります。〉

代筆のお取扱い

請求権者(*4)に意思能力はあるものの、ケガやご高齢等の理由により、請求書類のご記入が難しい場合には、住友生命の職員がご本人の意思を確認したうえで、代筆者が請求書類を記入する取扱いを行っています。

(*4)「請求権者」とは、契約者や保険金受取人など、そのお手続きやご請求を行う権利を有する方をいいます。

スミセイのご家族アシストプラスや、その他の制度・サービスについて詳細は、住友生命ホームページをご確認ください。

必ずご確認ください

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

■ご契約後にかかる費用

a 据置期間中にかかる費用

・死亡保障やご契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いていますので、別途直接負担していただく費用はありません。

b 解約時や円建年金保険への変更時等にかかる費用（解約控除）

解約返戻金額を計算する際は、基準金額に一定割合（契約日からの経過年数に応じた所定の控除率）を乗じた金額を差し引きます。

〔所定の控除率〕

・据置期間が5年の場合

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

・据置期間が10年の場合

契約日からの経過年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%

契約日からの経過年数	5年以上6年未満	6年以上7年未満	7年以上8年未満	8年以上9年未満	9年以上10年未満
控除率	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

c 年金支払期間中にかかる費用

年金を管理するための費用として、年金額に対し年金支払開始日における住友生命の定める率を乗じた金額を、毎年、年金支払開始日の応当日に差し引きます。
（2020年4月時点の年率は1.0%です。今後変更することがあります。）

■通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料（下表のＴＴＭとの差額）が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の為替レート（＊1）
年金・死亡給付金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合	ＴＴＭ(＊2)－50銭
円建年金保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合	ＴＴＭ(＊2)＋50銭
配当金を指定通貨で受け取る場合	
一時払保険料を指定通貨以外の外貨（米ドルまたは豪ドル）で払い込む場合	指定通貨のＴＴＭ(＊2)＋25銭 ÷ 払込通貨のＴＴＭ(＊2)－25銭

（＊1）住友生命所定の為替レートは2020年4月現在のものです。今後変更することがあります。
（＊2）ＴＴＭ（対顧客電信売買相場仲値）とは、ＴＴＳ（対顧客電信売相場）とＴＴＢ（対顧客電信買相場）の仲値です。
本商品で使用するＴＴＭは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するＴＴＳとＴＴＢの仲値になります。
・ＴＴＳ（対顧客電信売相場）：お客さまが円貨を外貨に交換（外貨を購入）するときに適用される一般的な為替レート
・ＴＴＢ（対顧客電信買相場）：お客さまが外貨を円貨に交換（外貨を売却）するときに適用される一般的な為替レート
なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてＴＴＳ・ＴＴＢを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規ご契約のお取扱いができないことがあります。

次ページへつづく

■外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨（米ドルまたは豪ドル）でお払い込みいただく際や、年金・死亡給付金・解約返戻金等を指定通貨でお受け取りになる際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

解約返戻金額が一時払保険料（基準金額）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の積立金額から増減します。
市場価格調整および解約控除により、**解約返戻金額が一時払保険料（基準金額）を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

年金、死亡給付金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、または円建年金保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、年金支払開始時、請求時または変更時の為替レートを適用するため、為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。
・**円貨での受取額は、為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、少なくなることがあります。**
・**円貨での受取額は、契約時の円貨での払込金額等を下回ることがあります。**
また、次の点もご確認ください。
・為替レートの変動がなかった場合でも為替手数料分のご負担が生じます。
・保険料を借入金で調達した場合は、為替レートの変動によって解約返戻金等の円換算額が借入元利金額を下回り、借入元利金の返済が困難になることがあります。したがって、保険料の借入を前提とした申込みはお断りさせていただきます。

年金額はご契約時には定まっていません。

年金額は年金支払開始日の前日における積立金額（円建年金保険への変更または年金支払開始日の繰下げを行った場合には保険料積立金額）を年金原資として、年金支払開始日の計算基礎率により計算されます。そのため、年金額はご契約時には定まっていません。

ご契約の諸基準

指定通貨(＊3)	米ドル、豪ドル	
据置期間と契約年齢範囲(＊4)	据置期間5年	確定年金　0歳～85歳（被保険者の満年齢）
		年金総額保証付終身年金　35歳～85歳（被保険者の満年齢）
	据置期間10年	確定年金　0歳～80歳（被保険者の満年齢）
		年金総額保証付終身年金　30歳～80歳（被保険者の満年齢）
払込金額の取扱単位	米ドル:100米ドル単位　豪ドル:100豪ドル単位　円貨:1万円単位	
年金種類	5年・10年・15年確定年金、年金総額保証付終身年金	
最低払込金額	米ドル:10,000米ドル　豪ドル:10,000豪ドル　円貨:100万円	
最高一時払保険料(＊5)	15億円	
保険料払込方法	一時払いのみ	
告知	なし（告知、医師による診査不要）	

（＊3）金利情勢によっては、お取扱いできない指定通貨、据置期間があります。
（＊4）契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。
（＊5）最高一時払保険料の判定は、申込日の属する年度における住友生命所定の判定用為替レートを用いて一時払保険料（基準金額）を円換算した金額（払込通貨が円貨の場合には円貨払込額）にて判定します。同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合等、記載の金額までご加入いただけない場合があります。

MEMO

MEMO